## 船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 慢性的な疾病を抱え、様々な支障や心身にわたる悩みを有する児童等及び日常生活に医療的なケアを要する児童(以下「慢性疾病児童等」という。)の健全育成を図るとともに、慢性疾病児童等とその家族が、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 慢性疾病児童等とその家族の現状と課題の把握
  - (2) 慢性疾病児童等に対する地域における支援策、支援機関に関する情報の収集及び共有
  - (3) 慢性疾病児童等のニーズに応じた支援内容の検討
  - (4) 慢性疾病児童等とその家族への支援策の効果的な周知及び地域における慢性疾患に 対する理解促進の在り方
  - (5) その他必要な事項

(委員)

- 第3条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。
- 2 協議会の委員は、次に掲げる者及び関係機関のうちから、市長が選任する。
  - (1) 医療機関
  - (2) 事業主
  - (3) 患者会·家族会
  - (4) 教育機関
  - (5) 行政関係者
  - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 委員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。 (会長及び副会長)
- 第4条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び会長が指名する関係機関等から推薦された者で構成する。
- 3 会長は、部会長を指名できる。
- 4 部会長は、部会を総括する。
- 5 部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

(秘密保持)

第7条 委員及び関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、保健総務課及び療育支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(船橋市慢性疾病児童等及び医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会設置要綱の廃止)

2 船橋市慢性疾病児童等及び医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会設置要綱は、 廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。